

# 学校感染症にかかったら

## ●学校感染症と診断されたら、まずは医務室へ連絡を

- ・速やかに所属キャンパスの医務室に連絡してください。(KPC:078-974-4642 KAC:078-974-5467)
- ・出席停止期間は大学には登学せず、自宅療養してください。

## ●授業・定期試験の取り扱いについては教務センターへ

・授業の欠席については、医師が記載した出席停止期間が記載された『診断書』もしくは『学校感染症登学許可書』があれば公認欠席となります。定期試験(期間外定期試験を含む)の欠席で追試験を願い出る場合も医師が記載した出席停止期間が記載された『診断書』もしくは『学校感染症登学許可書』が必要です。

※【参考】学校感染症登学許可書より診断書の方が高額になることがあります。

※学校感染症登学許可書は、ホームページ(学生生活→医務室)、大学公式アプリ(キャンパスライフ→医務室)からダウンロードできます。



・登学時に所属キャンパスの教務センターへ、診断書もしくは学校感染症登学許可書を添付のうえ、  
公認欠席届／追試験受験願を提出して下さい。(願い出の期間等は掲示等で確認してください)  
(教務センター KPC:078-974-4085 KAC:078-974-1725)

## <学校保健安全法に定められた学校感染症>

感染症の種類		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱
	痘瘡	南米出血熱
	ペスト	マールブルグ病
	ラッサ熱	急性灰白髄炎
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	治癒するまで
	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)	
	特定鳥インフルエンザ	
	新型インフルエンザ等感染症	
第二種	その他の指定感染症	
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過、かつ解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
	百日咳	持続的の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺・頸下腺・舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属コロナウイルスであるものに限る)	発症後5日を経過、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
第三種	結核	病状により、医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ、細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
		病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで